

具体的な取組み	目標	計画期間(平成30年度から令和2年度)における取組み・達成状況
(1)早期療育を受ける ①乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実		
<p>○乳幼児健康診査等の実施(地域保健課)</p> <p>市町村において、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に結びつく適切な健康診査と保健指導とともに、虐待予防を含む育児支援にも重点を置いた健康診査が実施できるように支援します。</p>		<p>○乳幼児健康診査の従事者が、疾病や障害の早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児など理解について、保健師母子研修を実施しました。</p> <p>・研修参加者：平成30年度54名、令和元年度62名、令和2年度 コロナ対応で実施できませんでした。</p> <p>○令和元年度に、母子保健事業を評価する仕組みづくりを目的に、すこやか親子21(第2次)の研修を実施し、市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告をもとに府保健所と市町村が協働で乳幼児健診の実施状況等について検討しました。「健やか親子21」の標準的問診項目については、平成30年度42市町村、令和2年度43市町村で取り入れています。</p> <p>■研修参加者：48人</p> <p>※健やか親子21とは</p> <p>・平成13年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を関係するすべての人々、関連機関・団体が一体となって推進する国民運動計画。</p> <p>・平成27年度からは、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指し、令和6年度まで「健やか親子21(第2次)」が策定されました。</p>
<p>○先天性代謝異常等検査の実施(地域保健課)</p> <p>新生児における心身障がいの原因になる疾患(疑い)を早期発見し、早期に治療が出来るように支援します。</p>		<p>○フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下症を早期発見し、早期に治療が行えるよう、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施しました。</p> <p>・検査延べ件数：136,524件(平成30年度) 134,802件(令和元年度) 128,929件(令和2年度)</p>
<p>○要支援児童の早期発見と支援の充実(家庭支援課)</p> <p>市町村の障がい児相談で対応困難な事例や被虐待・養護性の問題を抱えた事例など、より専門的な相談に対応するとともに、市町村における障がい児関係機関ネットワーク会議等への出席を通じて、市町村との連携を強化し、要支援児童の早期発見に努めます。</p>		<p>○都道府県の役割が市町村の後方支援や専門的診断・指導に特化されており、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例の中で、子ども家庭センターの指導・助言が必要な場合の対応や市町村への助言指導を実施しました。</p> <p>○また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において、支援を必要とする児童について市町村と連携しました。</p>
<p>○保健所における専門的母子保健事業の実施(地域保健課)</p> <p>保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施します。</p> <p>また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのネットワークを構築し、地域での在宅療養支援体制の整備を図ります。</p>		<p>○保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施しました。</p> <p>○また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのケース検討会議等の開催や関係機関からの相談に対応し、地域での在宅療養支援体制の整備を図りました。</p> <p>○令和元年度は、災害発生に備えての準備についてチラシを作成し、本人・家族への周知を行いました。</p> <p>【慢性疾患児支援状況】</p> <p>・訪問(延件数) 平成30年度 2128件、令和元年度 2184件、令和2年度 1354件</p> <p>・面接(延件数) 平成30年度 1444件、令和元年度 1234件、令和2年度 554件</p> <p>・専門相談・療育相談(延件数) 平成30年度 269件、令和元年度 248件、令和2年度 159件</p> <p>【身体障がい児支援状況】※医療的ケア児への支援を含む</p> <p>・訪問(延件数) 平成30年度 1836件、令和元年度 1840件、令和2年度 1120件</p> <p>・面接(延件数) 平成30年度 532件、令和元年度 565件、令和2年度 157件</p> <p>・専門相談・療育相談(延件数) 平成30年度 91件、令和元年度 62件、令和2年度 48件</p> <p>※医療的ケア児の支援状況(実人数)</p> <p>平成30年度 499人、令和元年度 489人、令和2年度 392人</p> <p>【学習会・交流会等】</p> <p>平成30年度 25回 延903人参加、令和元年度 24回 延427人参加、令和2年度 3回 延23人参加</p> <p>【小児在宅生活支援地域連携シート《府基本版》の活用】</p> <p>平成30年度 82件、令和元年度 102件、令和2年度 100件</p>

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

(1)早期療育を受ける ②療育支援の充実			
○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実(家庭支援課、地域生活支援課) 大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。 また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、市町村に対して働きかけます。	目標値(平成32年度) 障がい児相談支援実施市町村数43(すべての市町村)	○子ども家庭センターにおける相談対応 家庭等からの相談に応じ、必要な指導と児童福祉施設への措置等を実施。 ・子ども家庭センターの障がい関係講師派遣回数 平成30年度 2回、令和元年度 5回、令和2年度 1回 ・子ども家庭センターの障がい児及び乳幼児関係会議(参加回数) 平成30年度 61回、令和元年度 37回、令和2年度 39回 ○障がい児相談支援実施市町村数 ・平成30年度末時点:41 ・令和元年度末時点:43 ・令和2年度末時点:43	○
○障がい児関係機関ネットワークの充実強化(家庭支援課、地域生活支援課) 保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対して、大阪府から情報提供や相談対応を行い、充実強化を図ります。	目標値(平成32年度) 障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数41(指定都市を除くすべての市町村)	○障がい児関連施策地域連絡協議会について、アンケートなどにより状況確認を行うとともに、市町村の施策推進に係る個別相談に対して随時情報提供を行いました。 ・障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数:35(令和2年度)	○
○障がい児入所施設における発達支援機能等の充実(地域生活支援課) 障がい児入所施設が担う、「発達支援機能」や「自立支援機能」等の向上を促進し、障がい児の状況に応じた専門性の高い支援の充実を図ります。 また、障がい児入所施設に対し、支援の充実を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。		○障がい福祉施設機能強化推進事業の実施 障がい児施設が新たな課題に対応するため、原則、国が定める職員配置基準以外の職種の職員の配置に要する経費や施設入所児(者)の処遇の向上を図るために必要な経費について、府単独で補助しました。 ・平成30年度補助額:211,364千円(サービス向上支援事業1施設、特別介護加算事業8法人、9施設) ・令和元年度補助額:202,838千円(サービス向上支援事業1施設、特別介護加算事業8法人、9施設) ・令和2年度補助額:197,497千円(サービス向上支援事業1施設、特別介護加算事業8法人、9施設)	○
○障がい児通所支援事業の充実(地域生活支援課) 障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めるとともに、研修内容の充実等により質の高い専門的な発達支援を行う事業所の確保を図ります。また、市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。 さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる、児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。	目標値(平成32年度) 児童発達支援センター設置市町村数:43 保育所等訪問支援実施市町村数:43	(令和2年度) ○児童発達支援事業所数(医療型を含む) ・実施の事業所数 1,340事業所 ・実施市町村数 40市町村 ○放課後等デイサービス事業所数 ・実施の事業所数 1,671事業所 ・実施市町村数 42市町村 ○保育所等訪問支援実施事業所数(共同利用を含む延べ数) ・実施の事業所数 162事業所 ・実施市町村数 41市町村 ○児童発達支援センター数(医療型を含む)(共同利用を含む延べ数) ・実施の事業所数 64事業所 ・設置市町村数 34市町村	○
○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(地域生活支援課) 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。	目標値(平成32年度) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数:43 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数:43	(令和2年度) ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 ・実施の事業所数 80事業所 ・実施市町村数 25市町村 ○主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 ・実施の事業所数 100事業所 ・実施市町村数 29市町村	△
○障がい児等療育支援事業の実施(地域生活支援課) 在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。		(令和2年度) ○令和2年度委託実施機関 2箇所 ・人材育成、専門療育相談(研修) ①全体研修 2回 ②専門研修 4回 ③交流(研修)会 3回 ・重症心身障がい児支援 ①全体研修 4回 ②事例検討会 3回 ③専門相談会 3回 ・機関支援事業 ①療育相談等支援 11件 ②難聴児支援 90件	○
○視覚障がい幼児の地域における療育指導等の充実(自立支援課) 視覚障がい幼児を養育している家庭に対して、次の事業を行い、視覚障がい幼児の発達支援と福祉の向上に努めます。 ・電話相談による育児指導		○視覚障がい幼児を療育している家庭に対し、次の事業を実施。 ・電話や来館による育児の指導・相談などの助言指導を行いました。 ・視覚障がい幼児に対し、通所による基本的な生活習慣の確立など、自立に向けて適切な療養を行いました。	○

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

<p>・専門施設への通所によって幼児の生活技術と社会性を向上させる等、自立に向けた支援</p>		
<p>(1)早期療育を受ける ③発達障がいのある幼児児童に対する支援</p>		
<p>○発達障がいの早期発見の取組み(地域生活支援課) 乳幼児健診におけるスクリーニングの精度を上げるために策定した「発達障がいの早期発見のための問診項目」は、全市町村の乳幼児健診問診票に導入されており、今後は、導入した問診票を効果的に活用できるよう市町村を支援します。 また、保健師を対象とした、乳幼児健診時における早期気づき等の人材育成や、幼稚園教諭・保育士等を対象とした就学前の子どもに関わる支援人材の育成については、市町村をはじめとする関係機関と連携しながら継続して機会の確保に努めます。 さらに、保護者が子どもの発達の状態を理解することを助ける「社会性発達評価装置(かおテレビ)」を導入する市町村を支援します。</p>		<p>○発達障がいの早期の気づきや早期療育へのつなぎの円滑化のため、全市町村において乳幼児健診問診票を改訂。また、当該健診に関わる保健師を対象とした研修は母子保健に係る既存研修を活用して実施。 ○保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる人材については継続的な育成を行うため、官民連携して研修を実施。 ○保護者の理解を助ける社会性発達評価装置(かおテレビ)を導入する市町村については府有機の貸し出し等により支援。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p>○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保(地域生活支援課) 発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした養成研修を実施してきましたが、なお診療待ち時間が長い状況であるため、専門医師を養成し、医療機関の確保に努めます。 また、発達障がいの診断等にかかる専門医療機関に関する情報をホームページでご覧いただけるようになりました。今後は正確な情報提供に努めていきます。 さらに、二次医療圏域毎に1か所程度、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能具备える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図ります。また、府が作成する支援ツールの活用等を通じて、ネットワーク登録医療機関における医療と福祉の連携の強化を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度) 専門医療機関での診察待ち時間の短縮を図る</p>	<p>○大阪母子医療センター及び大阪精神医療センターに委託して小児科医師や精神科医師について、発達障がいの診断ができる専門医師養成とともに、令和元年度からは地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施。 ○二次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定。(豊能:大阪大学医学部附属病院、三島:大阪医科大学附属病院、北河内:大阪精神医療センター、中河内:八尾市立病院、南河内:近畿大学病院、泉州:大阪母子医療センター) ○医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約7から8週間で推移し、ほぼ横ばい状態。特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られました。</p> <p style="text-align: right;">△</p>
<p>○発達障がい児に対する医療的ケアや相談援助の実施(地域保健課、地域生活支援課) 情緒や行動上の問題・不登校・チックなどの神経症、喘息や下痢・嘔吐などの心身症や、親子関係上の問題など、さまざまな子どもの心の問題、児童虐待や発達障がいに対応するため、専門外来診療及び入院治療を実施している大阪精神医療センター子どもの心の診療ネットワーク事業において、発達障がい等に対する診療支援や医学的支援、地域の保健福祉関係機関等との連携を実施します。</p>		<p>○大阪精神医療センターにおいて、発達障がい等に関する診断・治療を行いました。 外来:11,810名(平成30年度) 11,545名(令和元年度) 11,156名(令和2年度) 入院:129名(平成30年度) 146名(令和元年度) 177名(令和2年度) ○乳幼児健康診査の従事者が、発達障がいの早期発見の視点を持てるように、発達障がい児の理解について、保健師母子研修を実施しました。 研修参加者:54名(平成30年度) 62名(令和元年度) ※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施せず。 ○府保健所を拠点として、身体障がい児・慢性疾患児やその家族等に対して、訪問、専門相談、交流会等を実施し、障がいの受容や生活の質の向上を図りました。 ○大阪母子医療センター及び大阪精神医療センターに委託して小児科医師や精神科医師について、発達障がいの診断ができる専門医師養成とともに、令和元年度からは地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p>○発達支援体制の充実(地域生活支援課) 府内6か所の発達障がい児療育拠点が有する発達障がい児支援のための専門的なノウハウを活用し、圏域内の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等を対象とした機関支援を実施します。 また、市町村において、発達障がいの専門療育の機会確保が進むよう支援に努めます。</p>	<p>目標値(平成32年度) 発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数43(すべての市町村)</p>	<p>○大阪府発達障がい児療育拠点が実施する個別療育をもとに培ってきたアセスメント機能や子どもへの支援に関するノウハウ等を活用し、児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業所への訪問及び実施事業所への来訪、見学・実習受け入れ等により、発達障がい児の療育や家族支援等に関する助言等を行いました。また、事業者間の情報共有・情報交換の場として、事業者交流会を実施などの機関支援を実施しました。 ○新・子育て支援交付金の優先配分枠メニューを活用し、個別療育に取り組む市町村を支援しました。 ・発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数:42(令和2年度)</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p>○発達障がい児の家族支援の充実(地域生活支援課) 発達障がい児の保護者が子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングが市町村で実施されるよう、実地での訓練を中心とした導入支援を行うとともに、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、導入後においても取組みを継続できるよう市町村を引き続き支援します。 ペアレント・メンターについては、早期の家族支援を図るため、小学生の保護者を対象とした活動を中心に、活躍の場を広げることによって認知を高め、活動の普及を図ります。このため、スキルアップを目的とした研修を実施するとともに、コーディネーターを配置し、円滑な事業の運営に努めます。 ペアレント・プログラムについては、その導入にあたり、検討のための導入研修を実施するなど市町村を支援していくとともに、導入後においても、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、取組みを継続できるよう市町村をバックアップする方策を検討します。</p>	<p>目標値(平成32年度) 家族支援を実施する市町村数43(すべての市町村) 市町村での保護者支援プログラムの受講機会の確保</p>	<p>○ペアレント・メンターの活動については、大阪府発達障がい者支援センターに委託して、平成26年度から養成研修を行い令和2年度末でメンター登録者数は66名になるなど普及を進めてきました。また、同センターに配置するコーディネーターがメンターを活用する市町村とのマッチングを行い、平成27年度から令和2年度までで97件派遣しました。 ○ペアレント・トレーニングのインストラクターは平成26年度から29年度まで146名を府で養成し、平成28年度から30年度までペアレント・トレーニングを実施している市町村へ発達支援拠点よりサブインストラクターを派遣する等のフォローアップを行いました。平成30年度からはアクトおおさかによりインストラクター情報交換会を開催し、研修を実施しました。 ○市町村がペアレント・プログラムに取り組むことができるよう、平成30年度から市町村をフィールドにした実践的な研修を実施して令和2年度までで42名が受講し人材養成を支援しました。 ・家族支援を実施している市町村数:33(令和2年度)</p> <p style="text-align: right;">○</p>

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

<p>○発達障がい児者のライフステージを通じた一貫した支援のための取組み(地域生活支援課) 「支援者のための発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引き」を活用した好事例の情報発信を通じて、必要な支援の引き継ぎの定着を促していきます。</p>	<p>目標値(平成32年度) ・引継ぎの実施率の向上を図る ・家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合:16%(32年度)</p>	<p>○「支援者のための発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引き(平成27年3月)」を活用し、必要な支援の引き継ぎの定着を促してきました。</p> <p>○また、令和元年度に市町村の好事例を情報発信するために、「発達障がいのある方等の支援の引継のためのサポートファイル作成・改訂のポイント」を作成し、令和元年8月に市町村向けに説明会を実施し、サポートファイルの活用について働きかけを実施しました。(令和2年度実績31市町村が導入)</p> <p>○発達障がいに対する理解促進の取組み(合理的配慮を含む)として、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障がい啓発週間」(4月2日から8日)におけるポスターの配布や府内の主要な施設のブルーライトアップや発達障がいに係る講演会など啓発活動を継続して実施しました。(ただし、令和2年度の講演会は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。)</p> <p>○家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合:5%(令和2年度)</p>	<p>△</p>
<p>(2)教育を受ける ①幼児教育の充実</p>			
<p>○障がい児受入れに対する幼稚園への支援(私学課) 私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。</p>		<p>○私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を就園させ特別な配慮を行っている幼稚園等に対し、補助金を交付しました。</p>	<p>○</p>
<p>○障がいのある幼児の指導(支援教育課、小中学校課、私学課) 家庭や関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後までを見据えた、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を促進します。 すべての障がいのある幼児が、義務教育段階へスムーズに移行できるよう、幼稚園・保育所等と小学校との連携について、より一層の充実を図ります。</p>		<p>○障がいの種別や個々の状況に応じて、適切な配慮を行うよう幼稚園教育担当指導主事会を通じて、市町村教育委員会に働きかけました。</p> <p>○早期からの適切な支援の必要性と一貫した支援のための幼小連携を幼稚園教育担当指導主事会を通じて、市町村教育委員会に働きかけました。</p> <p>○「幼児教育推進指針」の改訂を行い(平成30年度)、「障がいのある子どもに対するきめ細やかな対応の推進」についての項目を追記しました。</p> <p>○就学前人権教育研究協議会で、障がい理解に関する分科会を設けました。</p> <p>○私学課・幼稚園振興グループ主催で、「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について、事例を通じた基礎的な研修を行いました。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の予防を考慮して、資料配布及び質問受付・回答を行うことにより、指導方法の習得等の機会を確保しました。</p>	<p>○</p>
<p>○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修(子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課) 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。</p>		<p>○障がい児保育を担当している保育士等を対象に、障がい児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施しました。 ■参加人数:101人(平成31年1月実施) 125人(令和元年8月実施) 100人(令和3年2月 オンラインミーティング方式で実施)</p> <p>○幼稚園新規採用教員研修において、「支援教育」「人権」についての研修を実施しました。</p> <p>○幼稚園10年経験者研修において、「支援教育」について、加えて平成29年度より「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。</p> <p>○平成29年度より幼児教育アドバイザー育成研修において、「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。</p> <p>○園長等専門研修において「支援教育」についての研修を実施しました。</p> <p>○就学前人権教育研究協議会において障がい理解についての講演、実践発表等を、年間3回(平成30年度～令和2年度)行いました。</p> <p>○私学課・幼稚園振興グループ主催で、「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について、事例を通じた基礎的な研修を行いました。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の予防を考慮して、資料配布及び質問受付・回答を行うことにより、指導方法の習得等の機会を確保しました。</p>	<p>○</p>
<p>(2)教育を受ける ②小・中学校教育の充実</p>			
<p>○就学相談・支援の充実(支援教育課) 就学に関する適切で多様な情報を提供し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めます。本人や保護者の意向を最大限尊重した就学相談・支援が行えるよう、市町村教育委員会に対して適切な指導・助言を行うと</p>		<p>○一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めるため、毎年、新たに支援教育担当となった市町村教育委員会指導主事を対象に、就学相談をテーマにした「新任指導主事研究協議会」を開催。本人や保護者の意向を十分に尊重した就学相談が行えるよう指導助言を行いました。</p>	<p>○</p>

第4次大阪府障がい者計画（後期計画）

具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

<p>ともに、就学後の継続した相談機能の充実を図るよう働きかけます。</p>		<p>「新任指導主事研究協議会」参加対象人数 平成30年度:27名 令和元年度:29名 令和2年度:35名 ○市町村における就学事務担当者を対象とした「障がい児就学事務研究協議会」を開催しました。 「障がい児就学事務研究協議会」参加人数 平成30年度:165名 令和元年度:63名 令和2年度:書面による開催</p>	
<p>○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援(支援教育課) 児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、福祉・医療との連携を図ります。</p>		<p>○地域の小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、全市町村を対象に「医療的ケア連絡会」を実施し、医療的ケア実施体制の構築に向けた協議や情報共有、医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を招いての講話を行いました。</p> <p>○府では、平成18年より看護師を配置する市町村に対して、その経費の一部を補助する「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を行ってきました。(令和2年度末で終了) 事業活用による看護師配置校 平成30年度:29市町 146校 令和元年度:31市町 166校 令和2年度:28市町 180校</p> <p>○学校看護師の安定的確保や教育環境の充実に資するため、平成30年度から「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施。大阪府看護協会と連携し、学校看護師を対象とした医療講習会や、学校看護師の魅力の普及や啓発のため、教職員・求職中の看護師等を対象に実践報告会を開催しました。 医療講習会 参加者数 平成30年度:99名 令和元年度:89名 令和2年度:98名 実践報告会 参加者数 平成30年度:211名 令和元年度:193名 令和2年度:新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学校看護師啓発リーフレットの配布で代替。</p> <p>○小中学校における安全・安心な医療的ケア実施体制構築を促進するため、令和元年度より、市町村の要請に基づいて医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を派遣する「市町村医療的ケア実施体制構築に係る専門家派遣」をモデル実施。 派遣回数 令和元年度:4市 4校 令和2年度:7市 9校</p>	○
<p>○通常の学級の充実(小中学校課) 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導と必要な支援を行います。 また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習のより一層の充実を図ります。</p>	<p>目標値 全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のために、障がい理解教育を実施</p>	<p>○府内(政令市を除く)小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に全学年・全学級100%でした。 (「令和2年度障がい理解教育実施状況調査」)。</p> <p>○冊子「精神障がいについての理解を深めるために」、「福祉教育指導資料～ぬくもり～」及び「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」について、授業や校内研修等での一層の活用を促しました。</p> <p>○障がい等のある幼児・児童・生徒を含むすべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり・集団づくりに関する実践研究の成果をとりまとめた「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」を、人権教育主管部課長会や小・中・高等学校等障がい理解教育研修会において普及を図りました。</p>	○
<p>○通級指導教室の充実(支援教育課、高等学校課) 通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、小・中学校の通級指導教室の設置を推進します。 また、発達障がい等の児童生徒の通級指導を行う際には、校内委員会等において、その必要性を十分に検討した上で実施するよう指導するとともに、通級指導の意義及び役割を踏まえた適正な教員配置や、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めます。</p>	<p>《参考》 ＜平成25年度＞ 小学校165教室 中学校 48教室 ＜平成26年度＞ 小学校165教室 中学校 48教室 ＜平成27年度＞ 小学校169教室 中学校 50教室 ＜平成28年度＞ 小学校171教室 中学校 51教室 ＜平成29年度＞ 小学校155教室(政令市38教室外数) 中学校 50教室(政令市 5教室外数)</p>	<p>○通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、小・中学校の通級指導教室の設置を推進しました。 【通級指導教室設置数の推移】 (平成30年度) 小学校 178教室(政令市 39教室外数) 中学校 57教室(政令市 5教室外数) (令和元年度) 小学校 201教室(政令市 41教室外数) 中学校 70教室(政令市 6教室外数) (令和2年度) 小学校 233教室(政令市 44教室外数) 中学校 79教室(政令市 8教室外数)</p> <p>○通級指導担当教員研修において、実践交流を行うとともに、具体的な指導内容・方法について考える研修を実施しました。</p> <p>○高等学校における支援教育コーディネーター研修において、通級による指導の内容となる「自立活動」を含めた研修を実施しました。</p>	○

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

<p>○障がい理解教育に関する研修<small>（小中学校課、高等学校課）</small> 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。</p>	<p>《参考》 平成28年度実績(平成28年11月21日実施) 小学校120名、中学校61名、高校55名、市町村教育委員会21名 計257名参加</p>	<p>○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。 ・平成30年度実績(平成30年6月22日実施) 「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」 小学校132名、中学校85名、高校56名、支援学校2名、市町村教育委員会指導主事9名 計284名参加 ・令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 「～学習に困難をかかえる子への気づきと支援～」 小学校68名、中学校37名、高校16名、市町村教育委員会指導主事9名 計130名参加 ・令和2年度実績(令和2年10月28日～11月18日ウェブ開催) 「多様なニーズのある子どもの理解と支援について」 小学校520名、中学校215名、高校55名、市町村教育委員会指導主事18名 計808名参加</p> <p>○小・中学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題 -子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について-」を実施しました。</p> <p>○小・中学校10年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ -障がいのある子どもたちの人権をめぐる現状と課題について-」を実施しました。</p> <p>○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。</p> <p>○障がい種別(A視覚障がい、B聴覚障がい、C知的障がい、D肢体不自由、E病弱、F発達障がい)ごとに支援教育実践研修を実施しました。</p> <p>○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員、市町村教育委員会指導主事を対象に、毎年「小・中学校人権教育研修」を実施しました。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府内公立小中学校からの実践発表、障がい者施設の見学等を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。</p>	<p>○</p>
<p>○公立小中学校の教育環境の整備<small>（施設財務課）</small> 障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校の福祉整備の促進について、働きかけを行い学習環境の整備に努めます。</p>		<p>○障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校の福祉整備の促進について、働きかけを行い学習環境の整備に努めました。 【令和2年4月1日時点での実績 設置状況(実施主体:市町村)】 ・障がい者用トイレ:(小学校)974校中 958校 (中学校)451校中 447校 (義務教育学校)7校中 7校 ・エレベーター : (小学校)974校中 478校 (中学校)451校中 242校 (義務教育学校)7校中 4校</p>	<p>○</p>
<p>(2)教育を受ける ③後期中等教育の充実</p>			
<p>○高等学校入学者選抜における受験上の配慮<small>（高等学校課）</small> 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。</p>		<p>○受験に際し、学力検査時間延長、代筆解答、リスニングテストの筆答代替、拡大した学力検査用紙の使用、介助者の配置などの配慮をしました。 《府立高等学校における実績(平成31年選抜～令和3年選抜)延べ人数》 点字による受験及び時間延長 特別1人、一般0人 学力検査時間の延長(点字受験を除く) 特別14人、一般54人 代筆解答 特別2人、一般8人 介助者の配置 特別5人、一般35人 自己申告書の代筆 特別3人、一般7人 英語リスニングテストの筆答代替 特別1人、一般31人 拡大用紙の使用 特別16人、一般52人</p>	<p>○</p>
<p>○高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備<small>（高等学校課、施設財務課）</small> 高等学校では、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図ります。また、このカードの内容をもとにして、「個別的教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。 さらに、卒業後の進路支援に向けて、関係部局・機関との連携を進めます。 障がいのある生徒が興味関心に応じ、学校を選択できるとともに、学校生活が円滑にできるよう高等学校施設の福祉整備を推進します。 高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。</p>	<p>(平成34年度) 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校において「個別的教育支援計画」の作成</p>	<p>○高等学校では、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図りました。 【各年度の個別的教育支援計画の作成率】 平成30年度 73.4% 令和元年度 96.4% 令和2年度 100%</p> <p>○高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めました。 エレベーター:1校の設置工事を実施(平成30年度～令和2年度) 手摺り設置、スロープ設置:4校の設置工事を実施(平成30年度～令和2年度) トイレ改修:50校の改修工事を実施(平成30年度～令和2年度)</p>	<p>○</p>

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

<p>○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課)[再掲] 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。</p>	<p>《参考》 平成28年度実績(平成28年11月21日実施) 小学校120名、中学校61名、高校55名、市町村教育委員会21名 計257名参加</p>	<p>○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。 ・平成30年度実績(平成30年6月22日実施) 「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」 小学校132名、中学校85名、高校56名、支援学校2名、市町村教育委員会指導主事9名 計284名参加 ・令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 「～学習に困難をかかえる子への気づきと支援～」 小学校68名、中学校37名、高校16名、市町村教育委員会指導主事9名 計130名参加 ・令和2年度実績(令和2年10月28日～11月18日ウェブ開催) 「多様なニーズのある子どもの理解と支援について」 小学校520名、中学校215名、高校55名、市町村教育委員会指導主事18名 計808名参加</p> <p>○高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題 -子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について-」を実施しました。</p> <p>○高等学校10年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ -支援教育のさらなる充実のために-」を実施しました。</p> <p>○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。</p> <p>○障がい種別(A視覚障がい、B聴覚障がい、C知的障がい、D肢体不自由、E病弱、F発達障がい)ごとに支援教育実践研修を実施しました。</p> <p>○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、高等学校教職員を対象に、毎年「府立学校人権教育研修」を実施しています。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講演、府立高等学校からの実践発表、障がい者に関わる企業等の見学等を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。</p>	<p>○</p>
<p>○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮(高等学校課) 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。</p>		<p>○障がい種別(A視覚障がい、B聴覚障がい、C知的障がい、D肢体不自由、E病弱、F発達障がい)ごとに支援教育実践研修を実施しました。</p> <p>○全ての府立高校に臨床心理士を配置しました。</p> <p>○支援教育コーディネーターを対象にした研修を実施しました。</p>	<p>○</p>
<p>○障がいのある生徒の高校生活の支援(高等学校課) 高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、臨床心理士をエキスパート支援員として全校に配置するとともに、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行う学校生活支援員を配置します。</p>		<p>○全ての府立高校で入学時に生徒の状況やニーズを把握するための「高校生活支援カード」の取組みを行いました。</p> <p>○全ての府立高校に臨床心理士を配置し、要望のある全ての府立高校に対して学校生活支援員(学習支援員、介助員)を配置しました。</p>	<p>○</p>
<p>○医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課) 府立高校において、医療的ケアが必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。</p>	<p>目標値 府立高校に在籍する医療的ケアが必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する</p>	<p>○医療的ケアに必要な生徒が安全にかつ安心して学校生活を送ることができるよう、看護師配置に努め必要な医療器具等の措置を行いました。 【看護師の人数】 平成30年度:4校10名 令和元年度:4校12名 令和2年度:2校7名</p>	<p>○</p>
<p>○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課) 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校について、これまでの成果と課題を踏まえながら教育環境の一層の充実を図ります。 また、自立支援推進校・共生推進校の拡充に向け、具体的に検討を行います。</p>	<p>目標値 自立支援コースの募集人員増や大阪市内の支援学校を本校とする共生推進教室の新たな設置について、具体的に検討を進める</p>	<p>○自立支援コースについては、平成30年度入学者選抜より3校において募集人員を1人増員し、4人となりました。</p> <p>○大阪府教育振興基本計画に基づき、平成25年度から令和2年度にかけて共生推進教室を順次設置し、令和2年度に府立なにわ高等支援学校を本校とする共生推進教室を府立東住吉高校と府立今宮高校に設置したことにより、共生推進校10校となりました。</p>	<p>○</p>
<p>○自立支援推進校等のノウハウを活用した高等学校における支援教育力の充実(支援教育課) 自立支援推進校等のノウハウを地域の高等学校で共有し、府内高等学校に在籍する障がいのある生徒への教科指導等の充実を図ります。</p>		<p>○府立高校及び府内私立高校に対し、支援教育サポート校が知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制についての相談や教材・教具等の提供、研究授業や公開授業を実施し、支援教育力の充実を図っています。</p> <p>○令和元年度から支援教育サポート校による旧学区ごとの支援教育コーディネーター連絡会を開催し、各学区</p>	<p>○</p>

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

		<p>における支援教育コーディネーターの連携を図っています。</p> <p>○令和2年度から学識経験者等からなる「専門家チーム」を組織し、府立高校からの要請に応じて専門家を派遣し、生徒のアセスメントや望ましい教育的対応等について専門的見地から指導助言を行っています。 *支援教育サポート校(4校)…柴島高校・枚方なぎさ高校・松原高校・堺東高校 *私立高校へのサポートは平成28年度から実施</p>	
○高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実(高等学校課) 障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。		<p>○高等学校では、障がいの状況に応じて、職場見学や大学見学等に積極的に参加するなど、各学校で進路指導の充実に向けた取組みを進めました。</p> <p>○発達障がいのある生徒の進路研修会を実施しました。</p>	○
(2)教育を受ける ④大阪府立支援学校の充実			
○支援学校の教育環境の充実(支援教育課) 支援学校における知的障がい児童・生徒数の増加に対応するため、平成28年度に実施した「大阪府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計」の結果を踏まえ、知的障がいのある児童・生徒の教育環境の充実を図ります。		<p>○平成29年度に策定した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を踏まえ、令和2年度から府内3エリアで通学区域割を変更することとしました。(平成30年度)</p> <p>○もと西淀川高校を活用した新たな知的障がい支援学校を整備すべく、令和2年度から事業着手することとしました。(令和元年度)</p> <p>○「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定。もと西淀川高校を活用し、新たな知的障がい支援学校の整備に向け、基本計画を策定しました。(令和2年度)</p>	○
○支援学校の通学対策の充実(支援教育課) 支援学校における通学バスの長時間乗車の解消に向け、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。	<p>目標値(平成32年度) 片道の通学バスの乗車時間を60分以内とする</p>	<p>○平成30年度と令和2年度を比較して、通学バス利用者が約300名超増加したことに伴い、通学バスを24台増車したが、片道の乗車時間が60分を超える通学バス乗車人数は17名(全体の0.1%)増加しています。(平成30年度) 通学バス利用者 6,263名 通学バス 297台 片道の乗車時間が60分を超える通学バス乗車人数 180名 全体の2.9%(令和元年度) 通学バス利用者 6,394名 通学バス 309台 片道の乗車時間が60分を超える通学バス乗車人数 188名 全体の2.9%(令和2年度) 通学バス利用者 6,572名 通学バス 321台 片道の乗車時間が60分を超える通学バス乗車人数 197名 全体の3.0%</p>	△
○支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課) 保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分踏まえ、入学前の療育・教育機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな教育を実施します。 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習をより一層推進します。	<p>目標値(平成32年度) 交流及び共同学習 学校園数:420校 回数:700回</p>	<p>○「個別の教育支援計画作成・活用実践報告会」を開催し、実践報告や講演等を通して、具体的な事例の情報交換を行うとともに今後の課題を共有することで、学校間の引継ぎ・連携の推進を図りました。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、実践報告や話題提供を動画配信で行いました)</p> <p>○「大阪府障がい児理解推進事業連絡協議会」において、交流及び共同学習の実践報告及び今後の方向性や展開、課題等について協議を行い、交流及び共同学習の推進を図りました。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、書面による開催としました)</p> <p>○交流及び共同学習(学校間交流)の実績 平成30年度 交流学校園数:373校 交流回数:659回 令和元年度 交流学校園数:411校 交流回数:562回 令和2年度 交流学校園数:123校 交流回数:150回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、交流件数は大幅に減少したが、ビデオレター交換や手紙の送付、オンライン上のリモート交流などの交流手段を用いて、交流機会の確保を行っています。</p>	○
○支援学校の自立活動等の充実(支援教育課) 福祉医療関係の専門的知識を持つ人材である、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に加え、臨床心理士を特別非常勤講師として配置し、自立活動等における指導・助言を行います。	<p>目標値(平成32年度) 全府立支援学校に特別非常勤講師を配置</p>	<p>○病院併設校を除く全府立支援学校に福祉医療関係人材(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等)を特別非常勤講師として配置し、自立活動の充実を図りました。</p> <p>○令和2年度、府立支援学校において、病院併設校2校を除く、44校全てに特別非常勤講師を配置しました。</p>	○
(2)教育を受ける ⑤就労・自立に向けた教育の充実			
○支援学校の就労支援の充実(支援教育課) 就労にチャレンジする生徒の底辺拡大を見据えて、昨年度大阪市から府に移管された府立知的障がい支援学校に職業コースを設置し、支援学校高等部の職業教育の充実を進めるとともに、国・府・市町村の各事業の情報提供など支援の充実を図ります。 「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」を活用し、福祉や労働など関係機関との連携を深め、一人ひとりが地域社会で自立して生活していくことを念頭に、卒業後の就労状況の確認やアフターフォロー等を含めた支	<p>目標値(平成32年度) 府立知的障がい支援学校高等部卒業生就職率33%(平成34年度目標:35%)</p>	<p>○平成28年度に大阪市から府に移管した旧大阪市立特別支援学校(現府立支援学校)のうち、知的障がい支援学校全校への職業コース設置を進め、平成30年度に設置を完了。(府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率:平成28年度卒業生 26.2%→令和2年度卒業生 26.4%(国の算出方法が令和元年度に変更されたことにより、大阪府の算出方法も変更))</p> <p>○なお、令和2年度の府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率は95.5%。</p>	△

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

<p>援を行います。</p>		<p>○また、国の「切れ目ない支援体制整備充実事業」を活用し、平成29年度から令和元年度にかけて「教育課程改善事業」、令和2年度からは「キャリア教育支援体制強化事業」を実施し、モデル校において就労支援の充実を図るとともに、全府立支援学校へ情報発信を行っています。（教育課程改善事業は平成30年度に府立支援学校全校に向け中間報告会を実施、平成31年度には成果報告書を発刊。）</p>	
<p>○就労に向けた支援学校と関係機関の連携（支援教育課） 支援学校は市町村の自立支援協議会等へ参画し、地域の関係機関とさらなる連携を進めます。就労に関わる、職場開拓・就労後の定着支援・安定して地域で暮らすために必要なサービスの活用について、生徒の在学中からセーフティーネットワークの構築を公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、福祉機関等と協働します。 また、地域で自立して生きる社会人への移行をスムーズに行えるよう「個別の移行支援計画」の作成を行い、卒業後を見据えたキャリア教育プログラムの中に主体的に関係機関を活用できるような進路学習の設定や、生徒に応じた職場実習を設定します。</p>	<p>目標値(平成32年度) モデル校におけるキャリア教育マトリックスを活用した授業改善サイクルの実施。 (平成34年度目標:マトリックスを活用した授業改善サイクルの各校実施)</p>	<p>○障害者就業・生活支援センターや福祉機関等と連携し、生徒・保護者向け説明会や出前授業を実施する等、セーフティーネットワーク構築のために協働して取り組みました。 ○府立支援学校各校においては、令和2年度時点で作成を進めている学校を含め、概ね全校においてキャリア教育マトリックスを作成しており、これを基に、校内で児童生徒等への授業改善を図っています。また、個別の教育支援計画等と連携させることで、中長期に渡る児童生徒等への支援の在り方について福祉機関や企業等の関係機関とも共有を図っています。</p>	○
<p>(2)教育を受ける ⑥個別の教育支援計画等の充実</p>			
<p>○支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課） 一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズにきめ細かく対応するため、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級を設置し、個別の教育支援計画を活用した交流及び共同学習の推進に努めます。支援学級を学校の中心に位置づけ、「ともに学び、ともに育つ」教育を一層推進します。 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、市町村教育委員会とも連携し、本人や保護者の意向を尊重しながら、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度) 小・中学校支援学級における「個別の教育支援計画」の作成率100%の維持</p>	<p>○令和2年度実施「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業において、障がいの状況に応じた自立活動を中心に、具体的な指導方法や評価のあり方等について研究を進め、そのノウハウを取りまとめた「自立活動ハンドブック（小学校）」を作成し、府内の小中学校等に配付しました。 ○令和2年度も、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の「個別の教育支援計画」作成率は100%。 ○福祉・保健・医療等と連携した「個別の教育支援計画」の効果的な活用事例を収集し、実践報告会等で広く周知することを通して「個別の教育支援計画」のより一層の活用を促進します。 平成30年度:12月20日(木)開催 令和元年度:1月17日(金)開催 令和2年度:新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンデマンド配信で代替</p>	○
<p>(2)教育を受ける ⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮</p>			
<p>○支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課） 支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけではなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。 地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度) ・「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合 100% ・地域支援室の設置 44校1分校(リーディングスタッフ配置の府立支援学校)</p>	<p>○令和2年度「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合は、免許法認定講習の受講を促進することにより、82.3%に上昇しました。(参考:平成29年度 67.3%) ○令和2年度までに地域支援室を32校に設置し、各支援学校のリーディングスタッフが地域の小・中学校等からの要請に応じて訪問相談等の地域支援を行う体制や地域支援室の確保を進めました。(参考:平成29年度 31校)</p>	△
<p>(2)教育を受ける ⑧高等教育の充実</p>			
<p>○大阪府立大学における障がい学生への支援等（府民文化総務課） 高等教育機関として、障がいのある学生の修学機会を確保するため、全学的な支援体制を整備し、障がい学生への支援の取組みを推進するよう、公立大学法人大阪府立大学に対し、働きかけを行います。 ・大学の障がい学生支援の基本的な考え方となるガイドラインの作成 ・障がい学生支援の取組みを点検・推進していく全学的システムの構築 ・障がい学生のみならず、周りの教職員・学生からの相談にも対応し、支援を行うための全学的な体制の整備 ・障がい学生の所属部局、授業担当教員、学生相談室、事務関連部門及びサポート学生や保護者等との緊密な連携による支援ネットワークの構築 ・障がい学生支援の取組みについて、教職員や学生における理解の促進、意識啓発及び学外への情報発信 ・入学志願者からの事前相談に始まり、入学後の学修上の相談、進路や就職に関する相談まで、関係部署が連携して行う障がい学生に係る包括的な支援の実施 ・障がい学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるような学内環境の点検・整備 ・障がい学生の支援をサポートし協力する学生の養成と派遣 ・障がい者の生涯を通じた多様な学習を支える活動 ・地域保健学域 教育福祉学類での障がい者特別選抜入試の実施 ・先進的な取組みを行う他大学との関係を構築</p>		<p>【ガイドラインの作成、全学的支援拠点の開設、包括的な支援の実施】 ○平成31年4月法人統合に伴い「公立大学法人大阪における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程」へ更新しました。 ○多様なニーズに対応するため、平成30年4月1日、障がい学生支援を担当する部署であるアクセスセンターにセンター長補佐、コーディネーターをそれぞれ1名ずつ増員し、さらに令和2年8月には統括コーディネーター1名を増員しました。 ○キャンパス間の学生支援における格差を是正していくため、中百舌鳥キャンパスアクセスセンターより職員を派遣し、平成30年11月より羽曳野・りんくう両キャンパスに月2回程度分室を開室しました。 *令和2年度は新型コロナウイルスの影響により定期的な開室は行っていません。 【支援体制の整備】 ○平成31年3月1日 合理的配慮内容を審議する全学の「三部局調整連絡会」の要綱を策定し目的・位置づけ・構成員等を明確にするとともに、「障がいのある学生の修学上の合理的配慮検討会議」に名称変更し、合理的配慮の決定プロセスの明確化を行いました。 【修学上困難を抱える学生(障がいのある学生含む)への配慮や支援について】 ○平成30年度～令和2年度に対応した学生の累計は85名でした。授業等で合理的配慮の提供を行ったのは、累計で28名でした。 【ノートテイク等の支援提供状況】 支援対象者数 平成30年度:5名、令和元年度:2名、令和2年度:3名 養成講座回数 平成30年度:11回、令和元年度:17回、令和2年度:19回 ノートテイク等登録数 平成30年度:50名、令和元年度:31名、令和2年度:19名</p>	○

		<p>ノートテイク等支援数 平成30年度:延べ1133回、令和元年度:延べ575回 *令和2年度、新型コロナウイルスの影響によりオンライン授業下にあるため支援のニーズが異なります。</p> <p>【受験上の配慮状況】 入学選抜試験時に受験上の配慮の対応件数 平成30年度:学域14名(障がい者特別選抜3名含む)、大学院0名 令和元年度:学域9名(障がい者特別選抜2名含む)、大学院2名 令和2年度:学域19名(障がい者特別選抜1名含む)、大学院2名</p> <p>【学内環境の整備】 (平成30年度～令和2年度末)在学生の声に基づき、以下の環境整備を行いました。 ・スライド引き戸への修繕(6か所) ・多目的トイレに簡易ベッドを増設(1か所) ・全部局へカラーユニバーサルデザイン対応のカラーチョーク(朱色)を配布 ・障がいのある学生を想定した避難訓練を実施 ・購買部出入り口の自動ドア修繕 ・視認性を高める階段(非常階段含む)の遮光テープの施工 ・アクセスセンターのホームページを開設し情報発信を実施 ・すべての学生・教職員が安心して使用できるよう「誰でもトイレ」を整備し、バリアフリーマップを更新</p> <p>【障がい学生支援の取組みについての理解促進・意識啓発】 ○(平成30年度～令和2年度末)以下の教職員研修会を実施 ・平成31年2月6日教職員研修「障がいのある学生への授業支援」を開催(高等教育推進機構主催) ・平成31年3月1日教職員研修「『発達障害』と合理的配慮～これからの授業運営と学生支援について考える～」を開催(学生委員会主催) ・令和元年12月13日教職員研修「発達障がいを抱える学生をどう理解し、どう支援するのか」を開催(高等教育開発センター主催) ・令和元年11月26日教職員研修「知のバリアフリーを目指して～教育の質保証・成績評価と合理的配慮について～」を開催(学生センター主催) ・令和2年12月24日FD/SD研修「障がいのある学生を支援するための全学的組織体制(アクセスセンター・大阪市立大学 障がい学生支援室にて共同主催 大阪府立大学高等教育開発センター共催)</p> <p>○(令和元年度～2年度末)各部署からの要請を受け、以下のイベントにアクセスセンターから講師を派遣 ・令和元年4月 障がいのある学生の所属部署のFD研修において障がい学生支援について講演 ・令和元年5月 授業において「学生支援の立場から災害時対応を考える」というテーマで講演 ・令和元年10月 学類の教員研修会において、防災のための避難行動支援のデモンストレーションを実施 ・令和2年9月 令和2年度新規採用教職員研修において障がい学生支援について講義</p> <p>○令和2年度、教職員手引き「アクセスセンターご利用の手引」を改訂し、ダイジェスト版(日本語・英語)を作成し、また、合理的配慮提供に関する動画を作成(英語資料あり)。</p> <p>○令和2年度、合理的配慮依頼書および関係書類の英訳版を作成し、日本語を母語としない教員への情報伝達を確実にスムーズにしました。</p>	
<p>(2)教育を受ける ⑨インクルーシブ教育の推進</p>			
<p>○障がい児受入れに対する幼稚園への支援(私学課)[再掲] 私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。</p>		<p>○私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を就園させ特別な配慮を行っている幼稚園等に対し、補助金を交付しました。</p>	○
<p>○高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課)[再掲] 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。</p>		<p>○受験に際し、学力検査時間延長、代筆解答、リスニングテストの筆答代替、拡大した学力検査用紙の使用、介助者の配置などの配慮をしました。 【府立高等学校における実績(平成31年度選抜～令和3年度選抜)延べ人数】 点字による受験及び時間延長 特別1人、一般0人 学力検査時間の延長(点字受験を除く) 特別14人、一般54人 代筆解答 特別2人、一般8人 介助者の配置 特別5人、一般35人 自己申告書の代筆 特別3人、一般7人 英語リスニングテストの筆答代替 特別1人、一般31人 拡大用紙の使用 特別16人、一般52人</p>	○
<p>○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修(子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課)[再掲]</p>		<p>○障がい児保育を担当している保育士等を対象に、障がい児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施</p>	○

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

<p>幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。</p>		<p>施しました。 ■参加人数：101人(平成31年1月実施) 125人(令和元年8月実施) 100人(令和3年2月 オンラインミーティング方式で実施)</p> <p>○幼稚園新規採用教員研修において、「支援教育」「人権」についての研修を実施しました。</p> <p>○幼稚園10年経験者研修において、「支援教育」について、加えて平成29年度より「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。</p> <p>○平成29年度より幼児教育アドバイザー育成研修において、「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。</p> <p>○園長等専門研修において「支援教育」についての研修を実施しました。</p> <p>○就学前人権教育研究協議会において障がい理解についての講演、実践発表等を、年間3回(平成30年度～令和2年度)行いました。</p> <p>○私学課・幼稚園振興グループ主催で、「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について、事例を通じた基礎的な研修を行いました。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の予防を考慮して、資料配布及び質問受付・回答を行うことにより、指導方法の習得等の機会を確保しました。</p>	
<p>○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課)[再掲] 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。</p>	<p>《参考》 平成28年度実績(平成28年11月21日実施) 小学校120名、中学校61名、高校55名、市町村教育委員会21名 計257名参加</p>	<p>○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。 ・平成30年度実績(平成30年6月22日実施) 「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」 小学校132名、中学校85名、高校56名、支援学校2名、市町村教育委員会指導主事9名 計284名参加 ・令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 「～学習に困難をかかえる子への気づきと支援～」 小学校68名、中学校37名、高校16名、市町村教育委員会指導主事9名 計130名参加 ・令和2年度実績(令和2年10月28日～11月18日ウェブ開催) 「多様なニーズのある子どもの理解と支援について」 小学校520名、中学校215名、高校55名、市町村教育委員会指導主事18名 計808名参加</p> <p>○小・中・高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題 -子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について-」を実施しました。</p> <p>○小・中学校10年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ -障がいのある子どもたちの人権をめぐる現状と課題について-」を、高等学校10年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ -支援教育のさらなる充実のために-」を実施しました。</p> <p>○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。</p> <p>○障がい種別(A視覚障がい、B聴覚障がい、C知的障がい、D肢体不自由、E病弱、F発達障がい)ごとに支援教育実践研修を実施しました。</p> <p>○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員、市町村教育委員会指導主事及び府立高等学校教職員を対象に、毎年「小・中学校人権教育研修」、「府立学校人権教育研修」を実施しました。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府内公立学校からの実践発表、障がい者施設等の見学等を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。</p>	○
<p>○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮(高等学校課)[再掲] 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。</p>		<p>○障がい種別(A視覚障がい、B聴覚障がい、C知的障がい、D肢体不自由、E病弱、F発達障がい)ごとに支援教育実践研修を実施しました。</p> <p>○全ての府立高校に臨床心理士を配置しました。</p> <p>○支援教育コーディネーターを対象にした研修を実施しました。</p>	○
<p>○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課)[再掲] 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校に</p>	<p>目標値 自立支援コースの募集人員増や大阪市内の支援学校</p>	<p>○自立支援コースについては、平成30年度入学者選抜より3校において募集人員を1人増員し、4人となりました。</p>	○

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

<p>ついで、これまでの成果と課題を踏まえながら教育環境の一層の充実を図ります。 また、自立支援推進校・共生推進校の拡充に向け、具体的に検討を行います。</p>	<p>を本校とする共生推進教室の新たな設置について、具体的に検討を進める</p>	<p>○大阪府教育振興基本計画に基づき、平成25年度から令和2年度にかけて共生推進教室を順次設置し、令和2年度に府立なにわ高等支援学校を本校とする共生推進教室を府立東住吉高校と府立今宮高校に設置したことにより、共生推進校10校となりました。</p>	
<p>○自立支援推進校等のノウハウを活用した高等学校における支援教育力の充実(支援教育課)[再掲] 自立支援推進校等のノウハウを地域の高等学校で共有し、府内高等学校に在籍する障がいのある生徒への教科指導等の充実を図ります。</p>		<p>○府立高校及び府内私立高校に対し、支援教育サポート校が知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制についての相談や教材・教具等の提供、研究授業や公開授業を実施し、支援教育力の充実を図っています。 ○令和元年度から支援教育サポート校による旧学区ごとの支援教育コーディネーター連絡会を開催し、各学区における支援教育コーディネーターの連携を図っています。 ○令和2年度から学識経験者等からなる「専門家チーム」を組織し、府立高校からの要請に応じて専門家を派遣し、生徒のアセスメントや望ましい教育的対応等について専門的見地から指導助言を行っています。 *支援教育サポート校(4校)…柴島高校・枚方なぎさ高校・松原高校・堺東高校 *私立高校へのサポートは平成28年度から実施</p>	○
<p>○支援学校のセンター的機能の充実(支援教育課)[再掲] 支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけではなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。 地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度) ・「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合 100% ・地域支援室の設置 44校1分校(リーディングスタッフ配置の府立支援学校)</p>	<p>○令和2年度「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合は、免許法認定講習の受講を促進することにより、82.3%に上昇しました。(参考:平成29年度 67.3%) ○令和2年度までに地域支援室を32校に設置し、各支援学校のリーディングスタッフが地域の小・中学校等からの要請に応じて訪問相談等の地域支援を行う体制や地域支援室の確保を進めました。(参考:平成29年度 31校)</p>	△
<p>○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援(支援教育課)[再掲] 児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、福祉・医療との連携を図ります。</p>		<p>○地域の小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、全市町村を対象に「医療的ケア連絡会」を実施し、医療的ケア実施体制の構築に向けた協議や情報共有、医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を招いての講話を行いました。 ○府では、平成18年より看護師を配置する市町村に対して、その経費の一部を補助する「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を行ってきました。(令和2年度末で終了) 事業活用による看護師配置校 平成30年度:29市町146校 令和元年度:31市町166校 令和2年度:28市町180校 ○学校看護師の安定的確保や教育環境の充実に資するため、平成30年度から「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施。大阪府看護協会と連携し、学校看護師を対象とした医療講習会や、学校看護師の魅力の普及や啓発のため、教職員・求職中の看護師等を対象に実践報告会を開催しました。 医療講習会 参加者数 平成30年度:99名 令和元年度:89名 令和2年度:98名 実践報告会 参加者数 平成30年度:211名 令和元年度:193名 令和2年度:新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学校看護師啓発リーフレットの配布で代替。 ○小中学校における安全・安心な医療的ケア実施体制構築を促進するため、令和元年度より、市町村の要請に基づいて医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を派遣する「市町村医療的ケア実施体制構築に係る専門家派遣」をモデル実施。 派遣回数 令和元年度:4市4校 令和2年度:7市9校</p>	○
<p>○医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課)[再掲] 府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。</p>	<p>目標値 府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する</p>	<p>○医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送ることができるよう、看護師配置に努め必要な医療器具等の措置を行いました。 【看護師の人数】 平成30年度:4校10名 令和元年度:4校12名 令和2年度:2校7名</p>	○
<p>(3)地域で学ぶ</p>			
<p>○障がい者の学習機会の充実(地域教育振興課) 大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して参加体験型の研修を行い、障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。 特に、図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人とない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。 また、地域活動の核となる人材(PTAの役員等)に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。 ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が充実できるように参考となる情報の提供に努めます。</p>		<p>○障がい者の学習活動の支援に向けた人材を養成するため、大阪府および市町村社会教育関係職員を対象に「人権教育セミナー」を、PTA役員や地域コーディネーター養成講座修了者、親学習リーダー養成講座修了者、市町村社会教育関係職員を対象に、「人権教育地区別セミナー」をそれぞれ実施しました。 ○また、ワークショップ形式を取り入れ、誰もが社会参画の平等な機会を持つことの重要性について啓発しました。 ○令和3年3月に「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(読書バリアフリー計画)」を策定し、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて取り組んでいます。</p>	○

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

<p>○府立図書館や少年自然の家の充実(地域教育振興課) 府立図書館や少年自然の家について、だれもが利用しやすい施設となるよう、引き続き、施設機能の充実に努めます。また、障がい者や障がいに対する理解を促進する取組みを実施します。 ＜施設機能の充実＞ ・点字ブロックの敷設、段差の解消等 ＜理解促進の取組み＞ ・障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業の実施(少年自然の家) ・障がいの理解に関する、職員及び市町村図書館職員向け研修の実施(府立中央図書館) また、府立中央図書館において、だれもが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図ります。 ・Webサイトのユニバーサルデザイン化の推進 (「障がい者サービス」、「やさしいほんご」のページによる案内、蔵書検索システムの改良) ・インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進 ・障がい者にとって図書館利用に役立つICT活用研修を実施 ・視覚障がい者及び盲ろう者のパソコン利用相談への対応 ・対面朗読や墨字図書 ・録音図書の郵送貸出 ・視覚障がい者のための墨字図書新着案内(点字版)等による学習図書情報の提供 ・大活字本・マルチメディア DAISY の収集・提供 ・聴覚障がい者のための字幕及び手話入りビデオ等の収集・提供 ・LLブックの充実</p>		<p>す。</p> <p>○府立少年自然の家においては、障がいのある子どもとその保護者が、自然体験活動とともに学べる事業を実施するとともに、施設の Web サイトのユニバーサルデザインに配慮しました。また、段差を解消する工事計画を実施しました。</p> <p>○府立中央図書館の取組み・達成状況 ・障がいの理解に関する、職員及び市町村図書館職員向け研修を実施 大阪公共図書館協会からの依頼を受け、毎年障がい者サービス基本研修及び実務研修を実施しています。また、司書セミナーとして、平成30年度には図書館における知的障がいのある人への合理的配慮の取り組みや接遇について、令和元年度には知的障がいのある人への読書支援サポート講座(全3回)を実施しました。令和2年度には障がい者接遇研修を動画配信で実施しました。 ・だれもが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図りました。 ・視覚障がい者によるピアサポートを実施 ・ウェブサイトのユニバーサルデザイン化を推進 (「障がい者サービス」、「やさしいほんご」のページによる案内、多様な蔵書検索メニュー) ・インターネットによる情報提供、読書や図書館利用に役立つパソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスを推進 ・障がい者にとって図書館利用に役立つICT活用研修を実施 ・視覚障がい者及び盲ろう者のパソコン利用相談への対応 ・対面朗読や墨字図書・録音図書の郵送貸出。対面朗読については遠隔コミュニケーションアプリを使用して来館困難な利用者にも対応 ・視覚障がい者のための墨字図書新着案内(点字版・録音版)等による学習図書情報を提供 ・大活字本・マルチメディア DAISY の収集・提供 ・聴覚障がい者のための字幕及び手話入りビデオ等の収集・提供 ・LLブックの充実 ・関係機関や府立支援学校との連携協力 ・コミュニケーションボードの作成</p>	○
<p>○学校におけるICT教育の充実(支援教育課) さまざまな学習場面での活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期からICTを活用した教育を受けることができるよう、情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT環境の充実に努めます。 また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会や研修等の機会を充実し、児童生徒のICT活用技術の向上に取り組めます。</p>	<p>目標値(平成32年度) 支援学校の教員の授業でのICTの活用率 90% (平成34年度目標:100%)</p>	<p>○さまざまな学習場面での活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期からICTを活用した教育を受けることができるよう、情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT環境の充実に努めました。 令和2年度 支援学校の教員の授業での ICT 活用率 79.6% (参考:平成29年度 支援学校の教員の授業での ICT 活用率 78.6%)</p> <p>○府立支援学校教員を対象とした情報モラル及びICT機器の活用に関する講習会や、府立支援学校の情報教育に関する指導技術等の向上を目的とした「府立支援学校 ICT 研究協議会」を開催するなど、支援学校の教員の ICT 活用能力の向上に努めました。</p>	○
<p>○学習情報の提供及び教材の整備(地域教育振興課) 字幕付き視聴覚教材を大阪府視聴覚ライブラリーに配置することなどにより、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。</p>		<p>○字幕付き視聴覚教材映画DVDの購入及び視聴覚教材の府内団体への貸し出しを実施しました。</p>	○
<p>○生涯学習関連施策一覧の作成・公表(文化課) 大阪府における生涯学習施策の円滑な推進を図るため、大阪府が実施している生涯学習関連施策の一覧を毎年度作成し、公表します。</p>		<p>○大阪府が実施している各部署の生涯学習関連施策の一覧を毎年度作成し、府民向けホームページで公表しました。</p> <p>○また令和2年度からは、府内市町村の生涯学習関連リンク集を新たに作成し、地域における生涯学習活動の促進を図りました。</p>	○